

厚木市複合施設基本設計等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年2月

厚木市

目 次

特定委員会からのメッセージ	2
第1章 業務概要.....	3
1 要旨.....	3
2 業務概要	3
3 受注者の選定方法.....	4
4 事務局（書類提出及びお問い合わせ先）	4
5 実施要領及び必要書類の公開.....	4
第2章 諸条件に関する事項	5
1 参加資格	5
2 選定方針（審査）	7
3 特定委員会等.....	7
4 スケジュール（予定）	8
5 プロポーザル実施時の留意事項.....	8
第3章 応募手続及び審査結果に関する事項.....	10
1 参加表明書等の提出	10
2 技術提案書等の提出	13
3 プレゼンテーション及びヒアリング.....	15
4 最終審査結果の通知及び公表.....	16
5 審査結果に関する説明	16
第4章 契約等に関する事項	17
1 契約手続	17
2 契約保証金.....	17
3 今後の発注方式	17

特定委員会からのメッセージ

計画地は厚木市の中心市街地にあり、小田急線本厚木駅に至近し、厚木バスセンターと隣接するなど交通の要衝にあります。厚木市全域からあらゆる世代の利用が期待される場所です。また、類似例が少ない市庁舎、図書館、未来館を始め、消防本部、国県の行政機関等の複合には、通勤や通学、買い物の途上に気軽に利用できるだけでなく、それぞれの機能が一体になることによる相乗効果も期待できます。来庁をきっかけに図書館や未来館に立ち寄るだけでなく、図書館と未来館の二つが隣り合うことで、あらゆる世代の来館者が知りたいという欲求が掻き立てられるのではないのでしょうか。

一方、二つの文化情報施設と市庁舎が複合することで、職員や議員にとって、よりダイレクトに市民ニーズを把握できる機会が増大することも大きな魅力です。また、市民参画型の社会は更に進展すると思われませんが、図書館や未来館があることで、市民活動は強力な情報源を活用することができます。この複合施設には地方自治の在り方まで変え得る様々な可能性が潜んでいることに我々委員は、大きな期待を抱いています。

厚木市では、このユニークな試みの実を上げるために、今後の公共サービスの可能性を切り開くことに意欲的で有能なアドバイザーを迎えて、従来の公共施設の枠に捉われない運営構想を現在も練っています。応募される設計者には、提示されるプログラムの意図を読みとり、今後も継続される作業に伴走し、それを具体化する手腕を期待しています。そして、必ずしも広くない敷地にそれぞれが最大限の機能性と魅力を発揮しつつ、創造的な相互作用をもたらす空間を創り出すことが設計者に託された役割です。また、大変便利な好立地性を施設の使い勝手の良さとして具現し、都市の魅力につなげるということも大きな課題です。これらの課題を解決して魅力的な施設としてまとめる上で、建築家の卓抜な空間構成力と的確な都市デザイン力が求められます。

現代という時代をいかに施設設計に反映するかも問われます。建物性能が向上する一方で、人口増加が期待できない今後の我が国では、きちんと作られた建物は優に100年間以上使うこととなります。しかし、その期間に我が国は大きく姿を変えます。当然、厚木市を取り巻く環境も公共サービスに求められる価値観も大きく変化するでしょう。働き方改革や市民協働も着実に進みます。それらを支えるテクノロジーの一つが情報化であることはいまでもありません。我が国では行政と市民生活における情報化がとりわけ遅れていますが、コロナ禍で加速し勢いは止むことはないでしょう。情報化によって当然のことながら、市庁舎での窓口業務を含めた業務形態だけでなく、文化情報施設の在り方も大きく変わるでしょう。

これらの大変難しい課題群に取り組む強い意欲はもとより、それを実現する卓抜なデザイン構想力と技術力をもった設計者を選ぶという大任を我々委員一同強く自覚しています。

今回の設計者選定に当たっては、我が国の建築界が世界に誇れる優れた設計力と高い建設技術を最大限引き出すことを目指して、(仮称)実施設計分割型DB方式という新しい発注方法を採用しました。応募者におかれましては、この新しい仕組みに血を通わせる体制づくりと情熱的な取組の提案を大いに期待しています。

厚木市複合施設基本設計等業務委託に係る技術提案書特定委員会
委員長 大野 秀 敏

第1章 業務概要

1 要旨

本実施要領は、厚木市中町第2-2地区に建設が計画されている図書館、(仮称)未来館、市庁舎、消防本部、国県の行政機関等からなる「厚木市複合施設」の基本設計者を選定するために行うものです。複合施設整備事業(以下「本事業」という。)は、厳しい市財政、予測の難しい建設市場、そして時代とともに変化する市民ニーズや各専門機能の進化を睨みながら、最も適切な方向性を見出すために、いくつかの新しい取組を取り入れています。

その一つが、設計者選定と並行して発注している「運営方針検討業務」を通じて、これまでに策定した「厚木市複合施設等整備基本計画(令和2年1月)」、「厚木市図書館基本構想(平成29年4月)」、「(仮称)こども未来館基本構想(平成29年11月)」、「厚木市新庁舎整備基本構想(平成30年9月)」といった関連する構想・計画を適宜検討し、各施設機能を時代のニーズに合わせたものとするとともに、複合によるシナジーを現実的に作り出そうとしていることです。したがって、基本設計者には、それらプログラムのシナジーを構想できる創造性、さらには過程における更新に合わせた柔軟性が要求されます。

もう一つは、「厚木市複合施設等整備基本計画」において、整備手法としてDB+O方式(※1)を採用し、DBについては(仮称)実施設計分割型DB方式(※2)を採用することです。この方式は、施設の早期整備やライフサイクルコストの縮減などのDB事業者のノウハウを活用しながらも、前述の創造性を担保するため、竣工までのプロセス全体に渡って基本設計者が事業に深く関わることを想定しています。したがって、基本設計者の選定に当たっては、複雑な施設プログラムを解く豊かな想像力のみならず、社会やマーケットの激しい変化に対応しながら、本市や本市の委託を受けた様々な専門家とともに事業を推進していく、強い信念と高い技術力を持った最適なチームビルディングが要求されます。

※1 DB+O方式とは、①財政負担の平準化を図ること、②民間活力を最大限にいかすこと、③維持管理・運営の考え方を設計段階から反映すること、④様々な維持管理・運営主体を選択肢として残すこと、これらを可能とする設計・施工と維持管理・運営を別発注とする方式

※2 (仮称)実施設計分割型DB方式とは、基本設計完了後に実施設計を「建築総合」と「構造・設備」の二つに分け、基本設計を担当した者が「建築総合」部分を担い「構造・設備」と施工はDB方式で新たに発注する方式

2 業務概要

(1) 厚木市複合施設基本設計業務委託(以下「基本設計業務」という。)

ア 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日(金)まで

イ 履行場所

厚木市中町一丁目717番地1ほか

ウ 業務内容

別紙「厚木市複合施設基本設計等業務委託基本設計業務委託特記仕様書(案)(以下「基本設計仕様書(案)」という。)」のとおりです。

エ 業務委託費用の提案限度額

基本設計業務に係る費用の上限は、435,094千円(消費税及び地方消費税を含む。税率は10%で計算した額とする。)

なお、この金額は、予算上限であり、契約時の予定価格を示すものではなく業務内容の規模を示すものです。

また、各年度の支払限度額は、次のとおりです。

令和3年度 323, 354千円

令和4年度 111, 740千円

オ 支払方法

令和3年度末及び業務完了時。

なお、支払条件等については、受注候補者から提出される事業工程計画を発注者と受注候補者にて協議の上、決定します。

(2) 厚木市複合施設実施設計業務委託（以下「実施設計業務」という。）

ア 履行期間

未定

イ 履行場所

厚木市中町一丁目717番地1ほか

ウ 業務内容

別紙「厚木市複合施設基本設計等業務委託実施設計業務委託特記仕様書（案）（以下「実施設計仕様書（案）」という。）」のとおりです。

エ 業務委託費用の提案限度額

実施設計業務に係る費用の上限は、402, 006千円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%で計算した額とする。）

なお、この金額は、予算上限であり、契約時の予定価格を示すものではなく業務内容の規模を示すものです。

オ 支払方法

未定

3 受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとします。

4 事務局（書類提出及びお問合せ先）

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17（第二庁舎14階）

厚木市 都市整備部 市街地整備課 中町第2-2地区整備係

電話番号 (046) 225-2470（直通）

ファクシミリ番号 (046) 224-4802

メールアドレス 5000@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は、全て事務局において行いません。

※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。ただし、提出書類により受付期間最終日の受付時間が異なりますので、注意してください。

5 実施要領及び必要書類の公開

公開期間 令和3年2月19日（金）から7月中旬まで（予定）

本市ホームページから、厚木市複合施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領及び必要書類をダウンロードしてください。

市ホームページ参照先

ホーム > 産業・まちづくり > 入札・契約 > コンサル > プロポーザル方式

第2章 諸条件に関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次のとおりとします。

(1) 参加資格

ア 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿の「業種：建築設計」に登録された者であること。

なお、参加表明書等の提出時に登録がない者は、所定の様式を提出することにより、参加資格とすることができるものとしますが、技術提案書等の提出期限までに、登録を済ませることとします。

イ 参加表明書等の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

エ 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。）でないこと。

オ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、アによる競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。）でないこと。

カ 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

キ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

ケ 日本国内で、平成18年4月1日から令和3年1月31日までの間に議場を有する延べ面積5,000㎡以上の庁舎の新築に関する実施設計業務を完了した実績、かつ、延べ面積2,000㎡以上の図書館又はそれと同等な図書館占有部分を有する教育系施設の新築に関する実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

(2) 配置予定技術者の条件

配置予定技術者は、次の要件を満たすものを各一人配置し、相互にこれらの兼任がないこととします。また、配置予定技術者が単体企業又は設計共同企業体の構成員に属する者である場合は、本プロポーザルの公告日において所属する企業で3か月以上継続した直接雇用関係があることとします。

ア 管理技術者（単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員に限る。）は、一級建築士の資格を有する者であること。

イ 建築（総合）主任技術者（単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員又は構成員の社員に限る。）は一級建築士の資格を有す

る者であること。

ウ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

エ 電気設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

オ 機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。

カ コスト管理主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者であること。

※ エ、オの主任技術者のどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有すること。

(3) 設計共同企業体の結成条件

設計共同企業体を結成し提案する場合は、次の要件を満たしているものとします。

ア 自主的に結成された設計共同企業体であり、(1)アに掲げる要件を満たしていること。

イ 構成員は、3者以下であること。

ウ いずれの構成員も、(1)アからクまでに掲げる要件を全て満たしていること。

エ 設計共同企業体として、(1)ケに掲げる要件を満たしていること。

オ 代表構成員及び構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の代表構成員若しくは構成員又は協力会社を兼ねていないこと。

カ 各構成員の出資比率は、10%以上であること。また、代表構成員の出資比率は最大であること。

(4) 協力会社に関する条件

協力会社とともに提案する場合は、次の要件を満たしているものとします。

ア (1)イからクまでに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

ウ 協力会社に属する者が配置予定技術者となる場合は、別の応募者の配置予定技術者となることを可能とするが、最大3者までとする。

(5) 配置予定技術者の選定要件

配置予定 技術者	単体企業		設計共同企業体		
	単体企業	協力会社	代表構成員	構成員	協力会社
管理技術者	○	×	○	×	×
建築（総合） 主任技術者	○	×	○	○	×
構造 主任技術者	○	○	○	○	○
電気設備 主任技術者	○	○	○	○	○
機械設備 主任技術者	○	○	○	○	○
コスト管理 主任技術者	○	○	○	○	○

2 選定方針（審査）

第一次審査は、参加表明書等を提出した者（以下「応募者」という。）の参加資格を確認するとともに、これまでの実績の内容に基づいて応募者及び配置予定技術者の能力と経験、参加表明書等に基づく事業の理解度を総合的に評価し、技術提案書等の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。

第二次審査は、業務実施方針書及び技術提案書の内容を評価し、提案者の中から受注候補者を選定します。審査の詳細は、厚木市複合施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル評価要領（以下「本評価要領」という。）に記述するものとします。

(1) 第一次審査

第一次審査は、応募者の中から第二次審査に参加できる提案者（5者程度）の選定を目的とし、事務局が本評価要領に基づき応募者や配置予定技術者の能力・実績を基礎点として採点します。また、「厚木市複合施設基本設計等業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）」が本評価要領に基づき関連事業実績（受賞実績を含む。）及び業務実施方針概要書を加算点として採点します。基礎点と加算点を総計して評価します。

なお、第一次審査における評価点は、第二次審査の評価点に加算しません。

(2) 第二次審査

第二次審査は、提案者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、業務実施方針書及び技術提案書の評価基準の項目については、特定委員会が本評価要領に基づき採点を行います。また、提案価格書については、事務局が本評価要領に基づき採点を行います。それらの評価点の総計が最低基準点である60点（100点満点）以上の提案者のうち、最も評価点が高い者を本業務の受注候補者とし、2番目に高い者を次点候補者として特定します。ただし、「不十分」と評価された項目があった場合は、評価点にかかわらず失格とします。

3 特定委員会等

(1) 特定委員会委員

特定委員会は、次の表に掲げる委員で構成し、技術提案書等について採点を行います。

役職	氏名	所属等
委員長	大野 秀敏	東京大学 名誉教授 株式会社アプルデザインワークショップ 代表取締役所長
副委員長	霜島 宏美	厚木市 副市長
委員	乾 久美子	横浜国立大学大学院Y-G S A 教授 乾久美子建築設計事務所 主宰
委員	桂 英史	東京藝術大学大学院 教授
委員	金野 千恵	一級建築士事務所 t e c o 主宰
委員	佐藤 真澄	厚木市 許認可担当部長
委員	仲 隆介	京都工芸繊維大学 教授

(2) 関連業務専門家

特定委員会の審議を円滑に行うため、次の専門家（以下「関連業務専門家」という。）

をアドバイザーとし、事務局とともに特定委員会をサポートするものとします。

ア 事業者選定方式の開発研究

小野田 泰明（東北大学大学院 教授）

イ 事業者選定支援業務

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

ウ 運営方針検討業務

森田 秀之（株式会社マナビノタネ 代表取締役）

4 スケジュール（予定）※

実施内容	実施期間
公告	令和3年2月19日（金）
質問受付期間 （参加表明書等に関する質問）	令和3年2月22日（月）から 3月2日（火）午後3時まで
質問回答日	令和3年3月10日（水）午後5時
参加表明書等受付期間	令和3年3月18日（木）から 3月24日（水）午後3時まで
第一次審査結果通知	令和3年4月9日（金）
質問受付期間 （技術提案書等に関する質問 ※）	令和3年4月12日（月）から 4月16日（金）午後3時まで
質問回答日	令和3年4月28日（水）午後5時
技術提案書等受付期間	令和3年5月26日（水）から 5月31日（月）午後3時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査実施予定日	令和3年6月13日（日）（予定）
選定結果通知予定日	令和3年6月下旬（予定）
契約締結	令和3年7月下旬（予定）

※ スケジュールは予定のため、変更することがあります。

※ 技術提案書等の質問については、正確を期し、各々の知見を守るため、個別対話を実施する場合があります。

5 プロポーザル実施時の留意事項

(1) 費用負担

参加表明書等並びに技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者及び提案者の負担とします。

なお、提案者として選定され、プレゼンテーション及びヒアリングを行った者のうち、本市と契約を締結した提案者以外の提案者（失格となった者を除く。）に対し、報償として、1者当たり10万円を支払います。

(2) 提案数

参加表明書等及び技術提案書等の提出は、1者につき1件のみとします。

(3) 提出方法

本プロポーザルに関する全ての書類提出は、事務局への持参又は託送による提出を原則とします。ただし、質問のみ、電子メールによる問合せを受け付けます。

持参以外の方法による書類の不達は、本市はその責任を負いません。応募者及び提案

者において、電話等により書類到達の確認を行ってください。

(4) 提出書類等の取扱い

提出された書類等については、一切返却しません。

提出された書類等の著作権は、応募者及び提案者に帰属しますが、本市は、次の場合において、提出された書類等を無償で使用する権利を持つものとします。

- ア 提案者の選定並びに受注候補者及び次点候補者の特定のために使用する場合
- イ 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）等関連規程に基づき公開する場合
- ウ ア又はイの実施に当たり、複製を作成する場合
- エ プレゼンテーション及びヒアリングの実施に当たり、公開する場合
- オ プロポーザルの記録誌等を作成する場合において、常識的な範囲内において提案の一部を公開する場合

(5) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、原則として特定委員会の審議に諮った上で、失格とします。

- ア 特定委員会委員又は関連業務専門家に対して、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ウ 複数の提案をした場合
- エ プレゼンテーション及びヒアリング時に、新たな説明資料を追加した場合
- オ 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- カ 参加表明書等提出後、1(1)の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- キ 第二次審査の評価項目において、「不十分」と評価された場合
- ク その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(6) プロポーザルの成立

本プロポーザルの提案者が1者の場合も、本プロポーザルは成立するものとし、その際は受注候補者のみを特定しますが、提案者の第二次審査の評価点の総計が最低基準点である60点（100点満点）を下回る場合は、受注候補者となりません。

(7) その他

- ア 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- イ 本プロポーザルは、厚木市プロポーザル方式実施要綱（平成23年4月1日施行）に基づき実施します。本実施要領に定めがないことについては、同要綱の趣旨に基づき実施します。

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期間

令和3年3月18日（木）午前9時から3月24日（水）午後3時まで
（土、日曜日を除く。）

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は託送

(4) 提出書類

ア 参加表明書等の提出時は次の書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数	添付書類等
1	参加表明書	第1-1～第1-3号様式	1部	
2	会社概要	第2号様式	1部	・建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の6の規定により閲覧に供する書類の写し(ただし、設計共同企業体での参加の場合は、構成員全てを対象とする。)
3	関連事業実績調書	第3-1～第3-7号様式	1部	・契約書の写し、PUBDISの写し又は重要事項説明書(建築士法第24条の7)の写し(発注者の受領印が押印されているもの。) ・確認申請書の写し
			14部	添付書類なし(指定様式のみ) また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。
4	配置予定技術者調書	第4-1～第4-6号様式	1部	・資格者証の写し及び資格の取得時期が確認できる書類の写し ・直接雇用関係があることを証明するもの(健康保険証の写し等)
			14部	添付書類なし(指定様式のみ)、「 <u>主な業務実績</u> 」のみ記載 また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。
5	設計共同企業体協定書	第6号様式	1部	
6	委任状	第7号様式	1部	

7	業務実施方針概要書	第8-1～第8-2号様式 テーマごとにそれぞれA4判(片面)1枚にまとめて表現してください(計2枚)。レイアウト及び図表等の挿入は自由とします。	15部	次のテーマについて簡潔に記載してください。 テーマ1「業務の理解度及び業務体制について」 テーマ2「設計業務実績に基づく業務実施方針について」 また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。
---	-----------	---	-----	---

※ 参加表明書の提出までに第2章1(1)アの登録が完了していない場合は、1参加表明書第1-3号様式を追加し、提出してください。

※ 設計共同企業体を結成する場合は、5設計共同企業体協定書と6委任状を追加し、提出してください。

※ 関連事業実績調書の添付書類については、第3-1及び第3-2号様式についてのみ提出してください。

イ 受注候補者となった場合は、技術提案書結果通知受領後、関連事業実績調書(第3-3～第3-7号様式及び第4-1～第4-6号様式)の記載内容を証明するものとして、速やかに次の資料を提出してください。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。

No.	該当様式	該当実績項目	提出証明書類	提出部数
1	第3-3～第3-5号様式	庁舎、図書館、展示施設	・契約書の写し、PUBDISの写し又は重要事項説明書(建築士法第24条の7)の写し(発注者の受領印が押印されているもの)。 ・確認申請書の写し	1部
2	第3-6号様式	複合施設	・契約書の写し、PUBDISの写し又は重要事項説明書(建築士法第24条の7)の写し(発注者の受領印が押印されているもの)。 ・確認申請書の写し、面積表又は求積図	1部
3	第3-7号様式	改修工事	・契約書の写し又はPUBDISの写し ・面積表又は求積図	1部
		総合設計許可	・許可申請書の写し	1部
4	第4-1～第4-6号様式	庁舎	・契約書の写し、PUBDISの写し又は重要事項説明書(建築士法第24条の7)の写し(発注者の受領印が押印されているもの)。	1部
		図書館		1部
		展示施設	・確認申請書の写し	1部
		複合施設	・配置技術者届等の写し、業務体制表又は業務担当者リストの写し	1部

(5) 提出部数

関連業務実績調書及び業務実施方針概要書は、各15部をカラー印刷とし、クリップで左綴じにして提出してください。また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。

なお、商号又は名称、代表者名等の提案者が判別できる記載は、一切行わないでください。判別できる場合は、失格となることもあるので十分確認した上で、提出してください。

(6) 作成上の留意点

ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。

イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記述し、必要に応じて図表等を利用してください。

ウ 原則として、第8-1～第8-2号様式は、縦向きA4判とし、横書き、片面印刷及び文字の大きさを10.5ポイント以上、余白を上下左右15mm以上としてください。文章を補完するために必要な図表等を使用する場合、文字の大きさは8ポイント以上としてください。

(7) 参加表明書等に関する質問

本プロポーザルの参加及び第一次審査について質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書(第5号様式)を次のとおり提出してください。電話、ファクシミリ、口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は、受け付けません。

なお、技術提案書等に関する質問については、別に受付期間を設けます。

ア 提出期限

令和3年3月2日(火)午後3時 必着

イ 提出方法

事務局への持参又は電子メール(タイトル「【参加表明書等質問】複合施設基本設計等業務委託プロポーザル」)

ウ 電子メールによる提出先

5000@city.atsugi.kanagawa.jp

質問書を送信した場合は、必ず事務局に電話で受信確認をしてください。

エ 提出書類

参加表明書等に関する質問書(第5号様式)及び電子データ(マイクロソフト社製のワード形式)

オ 質問に対する回答

令和3年3月10日(水)午後5時までに本市ホームページに公表します。

カ 本市ホームページ参照先

ホーム>産業・まちづくり>入札・契約>コンサル>プロポーザル方式

(8) 参加資格の確認及び第一次審査

参加表明書等の提出後、参加資格の確認と第一次審査を行います。令和3年4月9日(金)に第一次審査の結果を通知します。

(9) 配置予定技術者の変更

参加表明書等の提出後に配置予定技術者調書(第4-1～第4-6号様式)に記載し

た各技術者の変更は、原則できません。ただし、病症又は死亡等の特別な理由による変更（証明書の添付が必要となります。）であり、かつ、変更後の者について、資格、経験年数、実績等の評価が同等以上であると本市が承諾した場合は、可能とします。その場合の第一次審査の評価点の変更は、行いません。

2 技術提案書等の提出

第一次審査結果通知により技術提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

令和3年5月26日（水）午前9時から31日（月）午後3時まで
（土、日曜日を除く。）

※ 提出期限までに技術提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

事務局への持参又は託送

(4) 提出書類

No.	提出書類	様式等	提出部数等
1	技術提案提出書	第9号様式	1部
2	業務実施方針書	第10-1号様式。 提案をA3判（片面）1枚（計1枚）にまとめて表現してください。レイアウト及び図表等の挿入は自由とします。	15部 また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。
3	技術提案書	第10-2～第10-6号様式。 提案のテーマ1、2はテーマごとにA3判（片面）1枚、テーマ3はA3判（片面）2枚、テーマ4、5は合わせてA3判（片面）1枚に表現してください（計5枚）。レイアウト及び図表等の挿入は自由とします。	クリップ留め15部 また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。
4	提案価格書	任意様式。 ただし、A4判縦向き（片面）とします。 基本設計業務の提案見積書であり、第二次審査の対象とします。	1部
5	参考見積書	任意様式。 ただし、A4判縦向き（片面）とします。 実施設計業務の参考見積書であり、第二	1部

		次審査の対象ではありません。	
--	--	----------------	--

(5) 業務実施方針書

テーマ「設計業務の実施方針について」

(6) 技術提案書

技術提案書は、次のテーマについて計画方針等を簡潔に記載してください。なお、提案者には、適切な技術提案書の作成を支援するため、「基本計画策定以降の補足説明資料（以下「基本計画補足資料」という。）」の内容を開示します。この基本計画補足資料の内容は、技術提案書の内容と併せて今後の設計段階で詳細を検討するものとします。

- ア テーマ1「周辺施設や周辺環境との関係に関する考え方」
- イ テーマ2「建物内の動線計画及び複合機能を適切にマネジメントする考え方」
- ウ テーマ3「各施設機能の考え方」
- エ テーマ4「安全性や防災に関する考え方」
- オ テーマ5「環境配慮及び維持管理・運営についての考え方」

(7) 提出部数等

業務実施方針書及び技術提案書は、各15部をカラー印刷とし、クリップで左綴じにして提出してください。また、CD-R等によりPDF電子データも併せて提出してください。

なお、商号又は名称、代表者名等の提案者が判別できる記載は、一切行わないでください。判別できる場合は、失格となることもあるので十分確認した上で、提出してください。

提案価格書及び参考見積書は、正本1部を提出してください。

(8) 作成上の留意点

- ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記述し、必要に応じて図表等を使用してください。
- ウ 原則として、第10-1～第10-6号様式は、横向きA3判とし、横書き、片面印刷及び文字の大きさを10.5ポイント以上、余白を上下左右15mm以上としてください。文章を補完するために必要な図表等を使用する場合、文字の大きさは8ポイント以上としてください。
- エ 提案価格書は、基本設計仕様書（案）に対する見積りとし、合計額は、消費税及び地方消費税（10%）を含んだ額を記載し、代表者印を押印してください。また、提案価格書は、第二次審査の対象であり、平成31年国土交通省告示第九十八号（以下「告示」という。）別添一の標準業務及び別添四の標準外業務について、業務人時間数の積算内訳を作成し、添付してください。提案価格は、提案限度額（435,094千円）以内とします。なお、積算は、国土交通省が公表している令和2年度設計業務委託等技術者単価「技師C」により行ってください。本実施要領公開後、令和3年度単価が公表され、提案価格の変動がある場合は、受注候補者決定後の契約手続に向けた協議時に仕様書と合わせて協議を行います。
- オ 参考見積書は、実施設計仕様書（案）に対する見積りとし、合計額は、消費税及

び地方消費税（10%）を含んだ額を記載し、代表者印を押印してください。また、参考見積書は、告示別添一の標準業務及び別添四の標準外業務について、業務人時間数の積算内訳を作成し添付してください。参考見積額は、提案限度額（402,006千円）以内とします。なお、積算は、国土交通省が公表している令和2年度設計業務委託等技術者単価「技師C」により行ってください。本実施要領公開後、令和3年度単価が公表され、提案価格の変動がある場合は、受注候補者決定後の契約手続に向けた協議時に仕様書と合わせて協議を行います。

(9) 技術提案書等の取扱い

- ア 本市は、提出された技術提案書等の内容について、提案者に内容の確認すること及び追加資料を求めることができますものとします。
- イ 提出期限以降の差替え又は再提出は、認めません。
- ウ 受領した技術提案書等及び添付書類は、返却しません。

(10) 技術提案書等に関する質問

本プロポーザルの第二次審査について質問がある場合は、技術提案書等に関する質問書（第5号様式）を次のとおり提出してください。電話、ファクシミリ又は口頭等による質問並びに評価及び採点に関する質問は、受け付けません。

ア 提出期限

令和3年4月16日（金）午後3時 必着

イ 提出方法

事務局への持参又は電子メール（タイトル「【技術提案書等質問】複合施設基本設計等業務委託プロポーザル」）

ウ 電子メールによる提出先

5000@city.atsugi.kanagawa.jp

質問書を送信した場合は、必ず事務局に電話で受信確認をしてください。

エ 提出書類

技術提案書等に関する質問書（第5号様式）及び電子データ（マイクロソフト社製のワード形式）

オ 質問に対する回答

令和3年4月28日（水）午後5時までに本市ホームページに公表します。

カ 本市ホームページ参照先

ホーム>産業・まちづくり>入札・契約>コンサル>プロポーザル方式

3 プレゼンテーション及びヒアリング

（審査については、第2章2を確認してください。）

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングは、原則、公開で実施します。日時、場所、実施方法等は、第一次審査の結果通知により、技術提案書等の提出要請とともにお知らせします。実施順番は、本市が無作為に決定するものとします。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は管理技術者及び建築（総合）主任技術者（第4-1～第4-2号様式）に記載されている者を含む6人以内とします。主たる説明は、管理技術者となる予定の者が行ってください。PC等の専属操作員も出席者に含めます。
- (3) プレゼンテーションは、業務実施方針書及び技術提案書の記載内容の説明（20分間）を行い、ヒアリングは特定委員会委員からの質問に対して応答（20分間）してく

ださい。

- (4) スクリーンに投影できる資料は、提出した業務実施方針書及び技術提案書とします。当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- (5) プレゼンテーションにおいて、スクリーン、プロジェクター等の機器は本市で用意します。その他PC等必要となる機器は、提案者が用意してください。本市が用意する機器の仕様等については、提案者に別途通知します。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、状況によりテレビ会議等により対面せずを実施する場合があります。詳細は、提案者に別途通知します。

4 最終審査結果の通知及び公表

- (1) 第二次審査終了後、受注候補者及び次点候補者に特定された者に対し、その旨を技術提案書結果通知書により通知します。受注候補者は、通知書受領後速やかに、関連事業実績調書及び配置予定技術者調書に記載の業務実績を証する書類を提出してください。
- (2) 受注候補者及び次点候補者に特定されなかった提案者に対しては、特定しなかった旨及び理由を通知します。
- (3) 最終審査結果については、次の内容を本市ホームページ上で公表します。
 - ア 受注候補者名
 - イ 評価結果
 - ウ 特定理由
 - エ 技術提案書

※ 受注候補者以外の提案者は、特定できない方法で公表します。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者を公表します。

5 審査結果に関する説明

審査結果の理由説明が必要な場合は、次の方法により書面で請求することができます。

- (1) 請求期日
提案資格確認結果通知書又は技術提案書結果通知書に記載します。
- (2) 請求場所
事務局
- (3) 請求方法
任意の様式による書面（ただし、規格は、A4判、用紙縦向き、横書き及び片面印刷とし、法人名、代表者（設計共同企業体の代表者）印押印、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記してください。）により、持参又は郵送（書留）によるものとします。
- (4) 受理した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

第4章 契約等に関する事項

1 契約手続

本市は、受注候補者となった者を契約交渉相手方として、契約交渉を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点候補者を契約交渉相手方とします。

契約交渉相手方の技術提案書等を適切に反映した仕様書を作成するために、内容協議を行い、仕様書を決定します。

契約形態は、随意契約とし、見積書の提出を求めます。

なお、契約額は、原則として、提出された提案価格書及び参考見積書の範囲内とします。

2 契約保証金

本市と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付(契約保証金に代わる担保を含む。)が必要となります。ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと本市が認めた場合

3 今後の発注方式

(1) 厚木市複合施設新築工事の発注方式

複合施設新築工事の発注方式は、(仮称)実施設計分割型DB(設計・施工一括)方式の採用を予定しています(ただし、(仮称)実施設計分割型DB方式に含む実施設計は、複合施設等建設に係る建築構造設計・電気設備設計・機械設備設計に限る。)

本業務の受注者及び受注者と資本面又は雇用面等において関連があると認められる事業者は、今後、発注予定である本施設の(仮称)実施設計分割型DB方式の入札等に参加し、又は当該業務を受注することはできないものとします。受注者から本業務の一部を再委託された者も同様とします。

(2) 実施設計業務

本業務の受注者には、その業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案の上で、基本設計業務終了後、実施設計業務の別途随意契約を予定しています(ただし、予算の議会承認等手続を経た上で、決定するものとする。)